

船内労働安全衛生マネジメントシステム検討会中間報告

平成21年3月18日

船内労働安全衛生マネジメントシステム検討会

本検討会は、第9次船員災害防止基本計画で示された船内労働安全衛生マネジメントシステムのガイドラインを作成するため、船舶所有者から船内の労働安全衛生の管理に関するヒアリングを実施するとともに、4回にわたり検討会を開催し、検討を行った。その結果、別添のとおりガイドラインをとりまとめたところである。これに伴い、現在までの検討状況及び今後の検討事項について以下のとおりとりまとめたので報告する。

国、船員災害防止協会及び関係機関にあつては、マネジメントシステムが広く船舶に導入されるよう所要の措置を講じていくこととする。

また、本検討会は、ガイドラインの普及啓蒙方策等について、21年度中に結論を得るよう今後も引き続き検討を行っていくこととする。

記

1. 新たな労働安全衛生管理手法の必要性

船内の労働安全衛生対策については、法令で最低限の基準を定め、その遵守を図るといった基本的な考え方のもと、いわば後追的に個別の予防措置を追加し、それを船舶所有者に義務付ける仕組みと、船内の労働安全衛生環境の改善を図るために船舶所有者等の自主的な活動を促進するための仕組みを両輪として、船員災害防止対策の推進を図ってきたところである。

一方、船員災害については、発生件数、災害発生千人率とも大幅に減少してきたものの、依然として陸上労働災害と比較すると高い状況になっており、特に、労働安全衛生管理のノウハウを蓄積した団塊世代のベテラン船員が大幅に退職する時期を迎え、そのノウハウが十分に継承されないことにより、船内の安全衛生水準が低下し、船員災害の発生の増加が懸念されているところである。

このような状況に対処するためには、法令の基準に基づく最大公約数的な措置を講じていくだけでなく、会社が自らそれぞれの職場環境に応じた安全

対策を先取的に講じていくこと及び個々人の経験や能力に依存する体制から、会社組織として体系的に安全衛生活動を行う体制に転換していくことが求められている。同時に、会社組織としてこれらの活動を効果的に実施していくためには、船員が主体的、積極的に参加するよう船員の安全衛生意識の向上が不可欠であり、それらを支援するための枠組みを整備する必要がある。

このため、自主的に船内労働安全衛生に関する管理手法を新たに取り入れようとする会社が活用しうるガイドラインの作成について検討を行うこととしたところである。

2. 船内労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な考え方

船舶の安全航行については、既に ISM コードや運輸安全マネジメントといった安全管理システムが既に導入されており、対象となる会社・船舶においてはマネジメントを実施するための体制が整備されている。

船員の労働安全衛生に関するマネジメントシステムの導入を積極的に推進していくためには、既存のこれらのシステムの中に労働安全衛生に関する部分を取り込むといった方法が考えられる。

しかしながら、これらのシステムは対象船舶を限定したうえで、強制的なシステムとしており、一部の内航船舶や漁船が対象になっておらず、また、法令に基づく教育・訓練や安全衛生委員会の設置等についてはこれらのシステムの中で実施されているものの、船員の就業に係るリスクアセスメントや日常的な船員の安全衛生活動については、これらのシステムで位置づけられていないといった状況にある。

一方、陸上産業・労働者については、「労働安全衛生マネジメントシステム」が既に導入されているが、これをそのまま船舶に適用することについては、船舶という職場の特殊性に鑑み、適当ではないと考えられる。

このため、これら既存のシステムとは別に、船員の労働安全衛生の管理に関するシステム（船内労働安全衛生マネジメントシステム）を新たに構築することとし、船内労働安全衛生マネジメントを行うために必要な事項全般についてガイドラインとして示すこととした。

このマネジメントシステムの適用範囲については、特に船員災害の発生率が高い中小規模の事業者を対象とする必要があるため、会社の規模、船舶の

航行区域、種類等により区別することなくすべてを対象とすることとした。

また、このマネジメントシステムを強制とするか否かについては、システムの導入促進を図るため強制化すべきという意見がある一方、少人数で航行する内航船や現在マネジメントシステムが導入されていない漁船については実態上実施が難しいとの指摘もあった。その結果、このマネジメントシステムは、労使が自主的に取り組むことを期待するものであることから、強制ではなく、各会社が任意に導入できるものとした。

次に、これらの実態を鑑み、ガイドラインの内容をどの程度のレベルとすべきか、また、実態を考慮して数種類のガイドラインを作成するかどうか検討を行った。

ガイドラインの内容については、既に ISM コード等に基づき、船員労働安全衛生について積極的に取り組んでいる会社があること、また、ガイドラインはすべての会社にとって船内の安全衛生管理の理想的なものを示すべきであると考えられることから、一定のレベルを要求することとした。

また、ガイドラインを数種類作成することについては、あらかじめ会社の規模等によってランク分けすることになってしまうことから、一種類のみ作成することとした。

なお、ガイドラインに従ってすぐにシステムを導入することが困難な会社、船舶については、完全なシステムの導入を要求するのではなく、システム導入の足掛かりとなるような現場（船舶）レベルで実施できる簡便な安全管理手法をガイドラインとは別に作成し、普及啓蒙に努めていくこととした。

ガイドラインの基本的な枠組みとしては、労使が自主的に取り組むマネジメントシステムといえども、労働安全衛生に関する管理体制を整備し、実施するだけでは、一時的に船員災害の減少に対して効果が見込まれるだけであることから、継続的に実施し、かつ、労働安全衛生水準を向上させていくため、PDCA サイクルを利用したマネジメントシステムとすることとした。

陸上の労働安全衛生マネジメントシステムは、PDCA サイクルをベースにしたマネジメントシステムであり、その中に労働者の意見の反映やリスクアセスメントといった自主的に労働安全衛生水準を向上させるための考え方が取り入れられていることから、このガイドラインをベースとして、船内労働安全衛生マネジメントシステムのガイドラインを作成することとした。

それに加え、船舶という職場は、船内設備の改造や物品・人員の補充等が困難であり、波や風雨、振動等により船内作業に影響を受けるものであること、長期間の職場拘束を余儀なくされ、離社会性といった問題もある特殊な環境にあることから、ガイドライン作成に当たってはこれらを考慮することとした。

3. 船内労働安全衛生マネジメントシステムの具体的な要求事項

自主的な安全衛生対策を推進するためには、各会社が自ら安全衛生に関する方針を定めることが重要であり、同時に、現場の船員の意見を反映することも重要であることから、目標の設定、計画の作成・実施等の局面で船内安全衛生委員会を活用することとし、トップダウン型のシステムではなく、労使の協議・協力型のシステムとして設計することとした。

システムの具体的な要求事項については、方針の表明、船内での危険要因の特定・評価（リスクアセスメント）、方針に基づく目標の設定、計画の作成・実施、その実施状況の定期的な点検等を定めることとし、継続的な改善措置を実施するため、上記事項をシステム監査を通じてチェックし、システム全体の見直しを行うものとした。

システムの認証、監査については、会社の負担等に鑑み、定期的な内部監査の実施のみとし、外部監査や認証行為は求めないこととした。

船内の労働安全衛生環境を改善していくためには、船内の意見を権限のある陸上の管理者に伝え、それに基づき船舶の改修等を行うとともに、意見の反映結果を本船にフィードバックする仕組みが重要であること、運航管理と連携をとりつつ安全管理体制を向上していくことが求められることから、管理者等についてはISMコードの規定と整合をとることとした。

目標については、安全衛生水準の定量的な評価が可能となるよう具体的、現実的な数値を目標として設定することとした。

目標や計画の期間、見直し時期等については、一年を単位として行うのが通例であるため、それを基本とする一方、船舶の動静や船舶検査の時期を考慮して、それよりも長い期間を定めることができることとした。同時に、リスクアセスメントについても、実施時期は計画の作成前後に拘ることなく実施できることとし、リスクアセスメントの結果、船内設備の改善が必要と判

断された場合は、リスクレベルに応じて管理方策を講ずる一方、すぐに改修することが困難な場合には、改善可能なものから順次実施することができるようにすることとした。

ヒヤリハット事例の収集・整理、船舶へのフィードバック、定期的な訪船指導、作業のマニュアル化、危険予知活動等従来から現場で行われてきた安全衛生活動については尊重することとし、計画の中で実施する事項として位置づけることとした。また、陸上から隔離された船舶において、乗船期間中の船員の健康管理は非常に重要であることから、船員の健康管理についての取り組みも含むこととした。

このほか、ISM コード等既存の同種のシステムとの整合性に配慮し、同種のシステムに基づき会社として安全方針、計画等を作成している場合には、船内の労働安全衛生に関する要素を追加することにより、船内労働安全衛生マネジメントシステムの要求事項を満足しているとみなすこととした。

また、文書作成及び記録については最小限のものに留めるよう配慮することとした。

4. 今後の検討事項

船内労働安全衛生マネジメントシステムのガイドラインを作成するだけでなく、各会社に導入されるよう積極的に促進していく必要がある。

このため、21年度以降、国や船員災害防止協会を中心として、パンフレット等普及用の資料を作成し、それを配布するとともに、各種講習会における講義等を通じて積極的に普及啓蒙活動を行っていくこととする。

任意のガイドラインを普及させるためには、プラスのインセンティブを導入することが効果的であると考えられることから、このマネジメントシステムの採用を船員災害防止優良事業者（先進型）の認定要件とする等、21年度中に導入会社にとってインセンティブになるとともに、システムの導入状況を把握できるようなものを検討し、結論を得ることとする。

また、中小規模の事業者用の安全管理手法については、21年度に検討を行い、結論を得ることとする。この場合において、船内向け自主改善活動（WIB）は簡単なチェックリストを用いて、短時間・少人数で船員の安全意識の向上、船内の労働安全衛生水準の向上に一定の効果を上げていると考えられること

から、WIBを取り入れるとともに、それに、訪船指導員が訪船した際に得られた改善事例やよい事例等の情報を加味して作成することが有効であると考えられる。

このほか、船内労働安全衛生マネジメントシステムを普及させるためには、若年船員に周知を図っていくことが重要であると考えられることから、船員として就業する前の段階、即ち、船員教育の場でこのマネジメントを取り上げることにについて、今後検討し、関係者に理解を求めていくこととする。

第9次船員災害防止基本計画期間（平成20年度～24年度）中は、ガイドライン及び簡便な安全管理手法の普及を図ることとし、一定期間経過した後、これらの普及状況を検証し、必要に応じ、ガイドラインの見直し等について検討を行うこととする。

また、平成25年度を初年度とする第10次船員災害防止基本計画の作成に当たっても、船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況及び導入会社における船員災害の発生状況等を検証し、その結果を踏まえたものとする。